

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う教育委員会関連施設の対応について 【令和3年1月21日更新】

本町教育委員会関連の施設は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**令和3年1月21日(木)より、教育関連施設の対応を下記のとおりとします。**
利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。

施設を利用するには制限がございますので、別紙の「施設利用者へのお願い」及び「施設利用者へのお願い(農改・交流・山開)」をご覧ください。

※各グラウンド・体育館・南山スポーツ公園の利用に制限がつけました。

| 施設名 | 施行日 | 備考 |
|-----------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央公民館 (日高川交流センター) | R2 10月2日 | 別紙「施設利用者へのお願い(農改・交流・山開)」をご覧ください。 図書室の利用は長時間の滞在はお控えください。 会議室の受入人数の上限は80人 ホールの受入人数の上限は504人 |
| 川辺公民館 (農村環境改善センター) | R2 10月2日 | 別紙「施設利用者へのお願い(農改・交流・山開)」をご覧ください。 図書室の利用は長時間の滞在はお控えください。 大会議室の受入人数の上限は80人 |
| 美山公民館 (山村開発センター) | R2 10月2日 | 別紙「施設利用者へのお願い(農改・交流・山開)」をご覧ください。 図書室の利用は長時間の滞在はお控えください。 会議室(視聴覚室)の受入人数の上限は60人 |
| 各グラウンド 施設 | R3 1月21日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 ※県外からの利用はできません。 |
| 各体育館 施設 | R3 1月21日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 ※県外からの利用はできません。 |
| 南山スポーツ公園 | R3 1月21日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 ※県外からの利用はできません。 |
| 中津郷土文化保存伝習館 | R2 9月19日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 |
| 西鶴記念交流館 | R2 9月19日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 |
| 美山歴史民俗資料館 | R2 9月19日 | 別紙「施設利用者へのお願い」をご覧ください。 |

※今後の状況によっては、休館等の措置を再度行うこともございますので、あらかじめご了承ください。

令和3年1月21日
日高川町教育委員会

施設利用者へのお願い

令和2年9月1日作成

施設利用にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下のお願いを遵守することで、施設・会議室等の利用ができることとします。適切な感染予防策の実施にご協力ください。

利用者へのお願い

☆来館、来場前に発熱や風邪の症状がないか確認してください。

(毎回、自宅で自ら体温チェックを行い体温が37.5度以上ある場合は参加しない。必要に応じて主催者側において実施する)

☆体調不良の方は利用を控えてください。

☆会議や活動の際は、必要に応じてマスクの着用をお願いします。

☆こまめな手洗いや手指消毒を実施してください。また、会議や活動の利用後はドアノブ、スイッチなど共用部分を消毒液により清掃してください。

☆利用にあたっては、3つの“密”(密閉・密集・密接)を避けるよう協力してください。

・定期的に換気を行ってください。(最低30分に一回)

・多くの人が密集しないように、利用者同士の距離を保ってください。(2m以上(最低1m)の間隔をとる)

・近距離での会話や大きな声を発声しないようにしてください。

☆身体接触のある活動、互いに近接して行う活動については、活動内容や活動方法に配慮するとともに、活動前、休憩時、活動後などに手洗いをを行うなど、感染予防に努めてください。

☆万が一感染者が発生した場合に備え、当日利用されたメンバーの氏名・住所・緊急連絡先の名簿を作成しておいてください。

☆活動にあたっては、各団体で責任を持って行ってください。

日高川町教育委員会

施設利用者へのお願い

(農村環境改善センター、日高川交流センター、山村開発センター)

令和2年10月2日作成

施設利用にあたり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室「11月末までの催物の開催制限等について」(9月11日付)および(公社)全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」(10月2日付)を踏まえ、以下のお願いを遵守することで、施設・会議室等の利用ができることとします。適切な感染予防策の実施にご協力ください。

利用者へのお願い

★主催者側で検温を実施してください。

★マスクを着用してください。

※未着用来場者に対しては、主催者側で配布や個別に注意等を行い、着用を徹底してください。

★会議や活動の利用後は、机、イス、ドアノブなど共用部分を消毒液により清掃してください。

★万が一感染者が発生した場合に備え、当日利用された方の氏名・住所・緊急連絡先の名簿を作成しておいてください。

★以下に該当する場合は参加を控えてください。

①37.5度以上の発熱がある場合。(または平熱比1度超過)

②息苦しさ・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合。

③同居親族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

★こまめな手洗いや手指消毒を実施してください。

また、主催者は会場の出入り口等の必要箇所に手指消毒液を設置してください。

★利用にあたっては、3つの“密”(密閉・密集・密接)を避けるよう協力してください。

・定期的に換気を行ってください。(最低30分に1回)

・多くの人が密集しないように、利用者同士の距離を保ってください。主催者は来場者が密集しないように誘導してください。(2m以上(最低1m)の間隔をとる)

・休憩時間や入退場時等に、近距離での会話や大きな声を発声しないようにしてください。

・共有スペースの長時間の利用、滞留は控えてください。

★身体接触のある活動、互いに近接して行う活動については、活動内容や活動方法に配慮するとともに、活動前、休憩時、活動後などに手洗いをを行うなど、感染予防に努めてください。

★その他、活動にあたっては、各団体に責任を持って行ってください。

以上について遵守していただくことで、収容率を100%以内とします。

ただし、以下に当てはまる場合は、収容率は50%以内とします。

☆施設利用日から過去10日以内において、日高郡および御坊市内で新たに新型コロナウイルス感染者が確認された場合。

☆大声での歓声、声援等が想定されるもの。

※大声を出す方がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制整備。

☆イベント中に飲食を伴うもの。

☆入退場時、休憩時、トイレ等の密集が回避できない場合。

☆その他、上記のお願いを遵守できない場合。

※12月以降の規定については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ改めて検討
します。

日高川町教育委員会